

山梨県農作業安全推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、農業者の農作業安全意識の高揚、啓発を推進するため、農作業安全推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農業協同組合（以下、「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、交付申請書（別記様式第1号）により知事が定める日までに提出するものとする。

2 事業実施主体は前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第4 規則第6条に規定する補助金の交付条件は、次に掲げるものとする。

(1) 規則第6条第1項に規定する軽微な変更は、補助金額に変更を生じないもので、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(2) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更（前項に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、事業変更承認申請書（別記様式第2号）を提出して承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。

(状況報告)

第 5 規則第 10 条の規定による状況報告は、補助金の交付の決定に係る年度の 11 月 30 日現在において遂行状況報告書 (別記様式第 3 号) により作成し、当該年度の 12 月 10 日までに提出するものとする。

(実績報告)

第 6 規則第 12 条の規定による実績の報告は、実績報告書 (別記様式第 4 号) により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受け入れた日から起算して、1 カ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

2 第 3 第 2 項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 3 第 2 項のただし書に該当する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 3 第 2 項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額 (前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を、仕入れに係る消費税等相当額報告書 (別記様式第 5 号) により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第 7 補助金は、事業完了後確定の上、交付するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができるものとし、これを受けようとする場合は、概算払請求書 (別記様式第 6 号) を提出するものとする。

(書類の提出)

第 8 規則及びこの要綱により提出する書類は、正副 2 部を所管する農務事務所を經由して提出するものとする。

ただし、県を区域とする広域的な事業を実施する農業団体等については、1 部を知事に提出するものとする。

附則 この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

別表（第2、第4関係）

補助対象経費	補助率	重要な変更
<p>事業実施団体が行う農作業安全 推進事業に要する次に揚げる経費</p> <p>(1) 推進会議の開催 (2) 調査の実施 (3) 技術の普及 (4) 啓発活動</p>	<p>1/2以内</p>	<p>1 事業科目の新設又は廃止 2 補助対象経費の欄に揚げる各 経費の20%を超える増減</p>